

『本朝胤紹運録』文徳天皇の皇子女の項には、賜姓源氏の女子の次に柄子女王・嚴子女王・照子女王の三名が記述されている。頭注に「按、柄子以下三女、源氏系圖為能有之子」とあることとあわせて、三名がいずれも〈女王〉であること。『尊卑分脈』は文徳皇子源能有女となつてゐること等から、これら三名の女王の実父は源能有であり、何らかの理由により、『本朝胤紹運録』では祖父文徳天皇の養女であると見なしていと解釈される。しかしながら、これら三名の女王を文徳皇女とする資料は『本朝胤紹運録』のみであり、文徳天皇崩御した天安二年（八五八）の時点で、源能有は十四歳であるので実際に養女であつたのかどうか大きな疑問が残る。ただ、〈皇女〉という立場を考える際、この事案はさまざまの意味で検討するに値するのではないかであろうか。たとえば、仮に実際に養女であつた場合、文徳天皇の死後にそのような位置づけをする必然性があつ

たことになる。また反対に養女でなかつた場合は、『本朝胤紹運録』の記述には〈皇女〉に対する人々の見方が反映されていると考えられる。本稿はそうした問題を視野に入れて、あえてこの三名を皇女総覧の対象として考察を試みたものである。

まず、名前の表記と順番であるが、『本朝胤紹運録』では柄子・嚴子・照子の順番で表記されているが、『尊卑分脈』では、〈女子〉と表記された横に、嚴子・柄子・昭子の順に書かれている。柄子と嚴子の長幼および照子か昭子がという表記が資料によつて異なつて。表記については、本稿では『本朝胤紹運録』に准じ、長幼については考察の中で適宜触れていく。

三名の実父とされる源能有は承和十二年（八四五）に文徳天皇皇子として誕生した。生母は伴氏。それ以上のこととは不明である。能有の経歴は次に記す。

仁寿 三年（八五三）	六月十一日	賜姓（九歳）	元慶 三年（八七九）	正月一日	美濃權守
貞觀 四年（八六二）	正月 七日	從四位上に直叙。		四月 五日	使別當
貞觀 五年（八六三）	四月 七日	次侍從	元慶 三年（八七九）	八月十九日	伊勢内親王
貞觀 八年（八六六）	正月一三日	加賀守			
貞觀 一年（八六九）	二月一六日	大藏卿	元慶 三年（八七九）	十月二十四日	大和國行幸に奉衛
貞觀 二年（八七〇）	正月二十五日	美濃權守	元慶 四年（八八〇）	正月一日	兼、近江權守
貞觀 四年（八七二）	八月二十五日	參議	元慶 六年（八八二）	正月 十日	中納言
	一九日	兼、左兵衛督	元慶 六年（八八二）	六月二六日	左相撲司
貞觀 五年（八七三）	十月 六日	賀茂社使	元慶 七年（八八三）	八月二十四日	伊勢内親王
貞觀 六年（八七四）	二月十九日	兼、備中權守・右大弁			
貞觀 六年（八七四）	九月 五日	桓武山陵使	元慶 八年（八八四）	二月二二日	天智山陵使
貞觀 七年（八七五）	正月 七日	正四位下	元慶 八年（八八四）	十月 二日	大嘗會、後次第司長官
	一四日	左中將	仁和 二年（八八六）	六月二十五日	左相撲司
貞觀 八年（八七六）	五月 八日	桓武山陵使	仁和 二年（八八六）	八月十四日	伊勢内親王
貞觀 五年（八七三）	十月 六日	賀茂社使			
元慶 元年（八七七）	四月 八日	桓武山陵使	（光孝皇女繁子）の禊		
元慶 元年（八七七）	十一月二日	從三位			
元慶 二年（八七八）	正月 一日	左兵衛督			
			※この年、大納言		
			に陪從		
仁和 三年（八八七）	六月十五日	左相撲司			

(先例無此事)

※仁和三年(八八七)八月二二日条、定省(宇多)に立太子を乞う上表文に名前を列ねて以降、『三代実録』には記事が見えない。

仁和四年(八八八)九月九日 兼民部卿、
仁和五年(八八九)正月一六日 兼、右近衛大将

寛平二年(八九〇)正月七日 正三位
寛平四年(八九二)五月十日 始奏弁官雜事

※この年、按察使
寛平九年(八九七)六月八日 喪去

享年五十二歳「一代要記」

寛平九年(八九七)六月一六日 贈正一位

寛平五年(八九三)一月二三日 左大将、兼、皇太子傳
寛平七年(八九五)一二月三日 五畿内諸国別当

※一二月二五日左大臣藤原良世致仕

五十三歳「公卿補任」

	源能有	清和天皇
承和12	845	1
承和13	846	2
承和14	847	3
嘉承元	848	4
嘉承2	849	5
嘉承3	850	6
仁寿元	851	7
仁寿2	852	8
仁寿3	853	9
賜姓	賜姓、9	4
賜姓元	854	10
賜姓2	855	11
賜姓3	856	12
天安元	857	13
天安2	858	14
貞觀元	859	15
貞觀2	860	16
貞觀3	861	17
貞觀4	862	18
貞觀5	863	19
貞觀6	864	20
貞觀7	865	21
貞觀8	866	22
貞觀9	867	23
貞觀10	868	24
貞觀11	869	25
貞觀12	870	26
貞觀13	871	27
貞觀14	872	28
貞觀15	873	29
貞觀16	874	30
貞觀17	875	31
貞觀18	876	32
元慶元	877	27
元慶2	878	28
元慶3	879	29
元慶4	880	30
元慶5	881	31
元慶6	882	32
元慶7	883	33
元慶8	884	34
仁和元	885	35
仁和2	886	36
仁和3	887	37
仁和4	888	38
寛平元	889	39
寛平2	890	40
寛平3	891	41
寛平4	892	42
寛平5	893	43
寛平6	894	44
寛平7	895	45
寛平8	896	46
寛平9	897	47

【年令早見表】

寛平三年(八九一)三月一九日 右大將

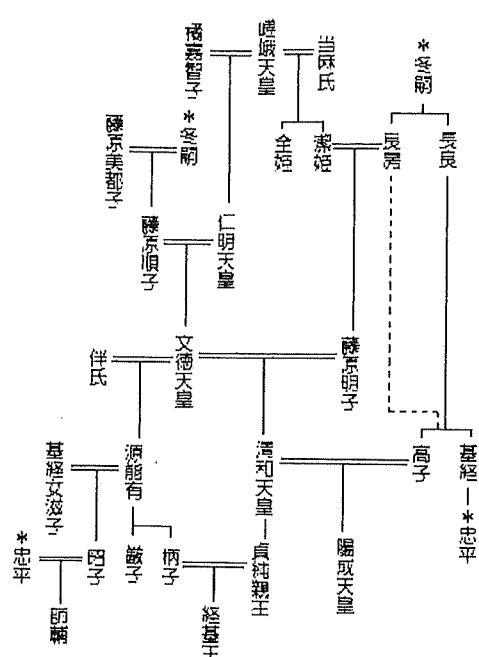
寛平九年(八九七)六月八日 喪去

享年五十二歳「一代要記」

寛平九年(八九七)六月一六日 贈正一位

	源能有	清和天皇
承和12	845	1
承和13	846	2
承和14	847	3
嘉承元	848	4
嘉承2	849	5
嘉承3	850	6
仁寿元	851	7
仁寿2	852	8
仁寿3	853	9
賜姓	賜姓、9	4
賜姓元	854	10
賜姓2	855	11
賜姓3	856	12
天安元	857	13
天安2	858	14
貞觀元	859	15
貞觀2	860	16
貞觀3	861	17
貞觀4	862	18
貞觀5	863	19
貞觀6	864	20
貞觀7	865	21
貞觀8	866	22
貞觀9	867	23
貞觀10	868	24
貞觀11	869	25
貞觀12	870	26
貞觀13	871	27
貞觀14	872	28
貞觀15	873	29
貞觀16	874	30
貞觀17	875	31
貞觀18	876	32
元慶元	877	27
元慶2	878	28
元慶3	879	29
元慶4	880	30
元慶5	881	31
元慶6	882	32
元慶7	883	33
元慶8	884	34
仁和元	885	35
仁和2	886	36
仁和3	887	37
仁和4	888	38
寛平元	889	39
寛平2	890	40
寛平3	891	41
寛平4	892	42
寛平5	893	43
寛平6	894	44
寛平7	895	45
寛平8	896	46
寛平9	897	47

【族系図】 *は再掲されている人物



つて母が伴氏の出身であつても主流ではなかつたと考えられる。能有自身賜姓源氏であったことも幸いしたのである。能有の経歷には山陵使や伊勢斎宮に関わる経歴が目立つこと、娘の一人である柄子が清和天皇の男、貞純親王の室となつてゐることから皇族にその源がある源氏としての意識の強さをみてとることができる。能有は『古今和歌集』に三首入集しているが、その中の巻十六・哀傷歌・八四八番歌として次の和歌がある。

河原のおほいまうちぎみは源融、『大鏡』に光孝天皇即位の直前に「近き皇胤をたづねば、融らもはべるは」

うちつけに寂しくもあるかもみぢばも

主なき宿は色なかりけり

父文徳天皇は能有が十四歳のとき、天安二年(八五八)に病により崩御した。貞觀八年(八六六)四月二十八日に應天門が炎上し、これによつて伴氏は失脚した。世に有名な應天門の変である。このとき能有は二十二歳、加賀守であった。能有はこれといつてこれらの事件により、政界において不利な立場におかれた形跡はない。したが

河原のおほいまうちぎみは源融、『大鏡』に光孝天皇即位の直前に「近き皇胤をたづねば、融らもはべるは」

といった話は有名である。政界に対して極めて野心の強い人であったが、それが実現できずに終わった不遇の人でもあつた。能有はそうした融に対し、賜姓源氏としてある種の共感を抱いていたことが右の歌から読み取れる。

能有が参議となるのは、六年後の貞觀十四年（八七二）である。それ以後は経歴を見てもわかるように、順調に出生し、特に問題は見当たらない。室は『菅家文草』六五九の願文によれば藤原基経女滋子である。『尊卑文脈』の昭子（照子）の項にも「母昭宣公女」とある。照子自身、藤原忠平の室となり師輔を生んでいる。源能有の生涯において、応天門の変（八六六）、陽成天皇の廢位（八八三）、阿衡の紛議（八八七）といった政界を揺るがす事件がおこつたが、そのどれにも巻き込まれて形跡はない。そのことからしても政治的立場は終始一貫して藤原基経の側であったことは明らかである。

三人の能有女の生没年は不明である。あえてその生存範囲を推定すると、実父能有が元服したと考えられる貞

觀四年（八六二）の一年後から五十年とすれば、貞觀五年（八六三）から延喜十三年（九一三）となる。『本朝皇胤紹運録』において長女とされる柄子が皇族である貞純親王の室となっているのは、妥当な配偶先といえよう。貞純親王の母は棟貞王女、皇統である。こうしたことからも能有が皇族との繋がりを強く志向していたことがみてとれる。

嚴子については少々、問題がある。まず『尊卑文脈』では『本朝皇胤紹運録』と異なり、嚴子・柄子・昭子（照子）の順に記載され、嚴子が長女となっている。『尊卑文脈』ではそれ以外の記述、生母・配偶者・子などはない。仮に嚴子が長女であると、先に記した実父の元服時の年から考えて、もっとも早い生まれは貞觀五年（八六三）となる。

さて『一代要記』清和天皇の後宮の項には藤原高子をはじめ十三名の女御の名が記され、その中に「源朝臣嚴子」がいる。嚴子の項には「從四位下号溫明殿女御」と書かれている。源朝臣嚴子については『三代実録』元慶三年（八七九）三月七日条に〈季料月俸〉を太上天皇（清

和）の勅によって停止されたことが記され、同年六月二十六日条に卒去した記事がある。この源朝臣嚴子は『菅家文草』卷十一に「為溫明殿女御奉賀尚侍殿下六十算修功德願文」貞觀十三年十二月十六日とあって「弟子女御從四位下源朝臣嚴子帰命稽首」ではじまる願文が收められている。いずれの記事にも源朝臣嚴子の父に関する直接の記述はない。

この源朝臣嚴子と能有女嚴子は通常は同一人物として考えられているが、先に推定した能有女の年令を考えると、願文に記載された貞觀十三年（八七一）の時点で能有女は九歳となるのでこの当時の女御の年令としては不自然である。仮に能有女嚴子が父の元服以前十二歳のときの子とすれば貞觀十三年（八七一）には十五歳となり可能性がないわけではない。しかし、そのように無理にあわせて考えるよりは、別人と考えた方がよいかもしれない。嚴子の姉妹である柄子は清和男貞純親王の室となつておらず、また照子は基経男忠平の室である。一代下がるようである。また柄子や昭子の記載が残っているのに、能有女の嚴子が清和女御であるとした明記した記

述が残らないことも別人と考える要因の一つである。もし別人ならば嚴子についてほかに何も記述が残されていないことから早世した可能性が高い。しかしながら、この点に関しては、即断を慎み、詳細を後日に託したい。末子照子は、母方の繋がりから忠平室となつたのだろう。末子でありながら照子についてのみ、母が伝えられているのは、摂関家との強い繋がりを示している。年長と思われる柄子や嚴子に母の名が添えられず照子にあるのは異母姉妹であったためかも知れない。

さて、問題は『本朝皇胤紹運録』の記述どおり、この三人の能有女がすでに崩御していた文徳天皇の養女となりえたかである。これよりやや後の時代の養女については倉田実氏の『王朝摂関期の養女たち』に詳しい。それによれば実父が存命中に、すでになくなつた祖父天皇の養女になつたという事例は小一条院の娘である儀子（藤原道長女寛子所生）があげられている。儀子は内親王宣下をされるに際して、既に三年前に崩御していた三条天皇の養女とされた。これは小一条院男敦貞親王

(藤原顯光女延子所生)に親王宣下をするために計られたことが結果的に異母姉妹である儀子に波及したにすぎないが、実資は儀子について『小右記』に「崩後に生まれ給ふ女王を以つて彼の三条院の王子に入れ、親王と為すは、天下必ず言うことあらんや」(寛仁三年)(一〇一九)三月五日条)と記している¹。儀子は能有女と違つて、小一条院の娘である。それでさえ問題視されるのであるから、臣籍に降下している能有女が正式に故文徳天皇の養女になつていたのであるなら、その事例について言及されないということがあらうか。また清和天皇の女御は〈源朝臣嚴子〉と『三代実録』に明記されている。

この清和女御が能有女と同一人物であり、能有女が「嚴子女王」であるなら、『三代実録』の記載と矛盾することになる。『三代実録』は国史の選者の上首を藤原氏から選ぶという先例をやぶつて源能有がなつてゐる。能有が自分の娘の記述について見過²すこととは考えられないのである。また同一人物ではなく能有女が実際に故文徳天皇の養女となつて、女王と称されたのならば、そのような破格の扱いを国史に記さないであらうか。皇室にかかる重大な事例である。したがつて『本朝胤紹運録』の錯誤と考へるのが妥当であらう。しかし、錯誤として切り捨てるまえに、何故そのような記載が生じたかを検討しておることは無駄ではないであらう。

『本朝胤紹運録』の諸本を比較すると、群書類從所収本・京都大学付属図書館平松文庫本にはこの三女王が文徳天皇の子として〈女王〉として記載されているが、鹿児島大学図書館玉里文庫本では略されている³。記載されている写本には系線自体に特に不自然ものはみられない。

実父源能有は九歳で賜姓されているので、その娘は当然のことながら二世源氏となる。しかし『本朝胤紹運録』では先の一種の写本はいずれも〈女王〉と記載している。能有男当時以下六名はいずれも「王」と称した記述はない。この〈女王〉という記述に何らかの意味があるようと思われる。〈女王〉という呼称は〈皇族の女性〉という意味を示している。能有は何度も述べてきたように皇族につながる源氏としての強い意識を有し、あわせて藤原北家との関係を維持強化してきた人物であった。

そのことを考えれば、所生の女子を親王室、あるいは藤原氏嫡流の室とするにあたつて、格上げをはかつたとも考えられる。正式に文徳天皇の養女とはしなくとも、自らの娘たちを一世源氏と称するよりも皇孫と称したのではないだろうか。そして同時に相手側つまり藤原氏側にもそれを支持する事情があり、両者の思惑が合致した結果が、『本朝胤紹運録』の記述となつたということであろう。『尊卑文脈』では能有女昭子(照子)は忠平室、九条家祖師輔母とされる。忠平には室として宇多皇后源順子もあり、こちらは小野宮実頼母とされる。実頼の母としては、『公卿補任』『大鏡裏書』では宇多天皇皇后源順子とされ、『尊卑文脈』では源能有女昭子(照子)とされるが、『尊卑文脈』は能有女の項では「右大臣師輔母」と記すので内部矛盾を起⁴してゐることになる。

そのためか通常は実頼の母は源順子とされる。九条家が隆盛を極めるに伴つて、小野宮家の関連もあって師輔母を文徳天皇孫であると称した方が尊貴性がより強調されると考えられたのではないだろうか。この点については今一人の柄子についても、多少の問題はあるが同様

の事情が推定される。柄子は清和男貞純親王の室となつて、經基王を生んだとされている。經基王すなわち源經基は清和源氏の祖である⁵。後世、源氏が隆盛したときに、始祖の母もまた皇孫であつた面を強調したほうが都合はよい。藤原氏の場合と同じである。

以上、『本朝胤紹運録』に文徳天皇の娘として記載される三女王について考察を加えたが、結論としてはこの記述は後世の人々が皇統への尊貴性を重んじた結果生じたものと考えられ、能有の三人の娘が正式に文徳天皇の養女となつたわけではないとするのが蓋し最も妥当であろう。すでに崩御している天皇の養女とする必然性がどこにも見出せないからである。

(一 文字昭子)

●注

¹ 『公卿補任』は寛平九年(八九七)薨去、享年五十三歳とし、『一代要記』同年薨去、五十二歳とする。一年違ふとなる。『尊卑文脈』は『公卿補任』と同じ。よつて本稿では『公卿補任』の年を用いた。

² 藤原良近女所生

³ 藤原今子所生

⁴ 滋野直子所生

⁵ 他の二首は巻十四・恋歌四・七三七番歌、藤原因香との贈答歌。巻十七・雑歌上・八六九番歌、藤原国経に昇進の祝いを贈ったときの歌である。

⁶ 山中裕氏『平安人物志』「源融」

⁷ 岩波日本古典文学大系による

⁸ もつともその隣の「女御源貞子」の項にも「従四位下貞觀元年十一月 日為女御同十五年正月薨号溫明殿女御」とある。

⁹ 溫明殿には南側に神鏡を祭つた賢所（内侍所）がある。したがつて清和女御である源嚴子と、清和天皇の尚侍でありかつ祖母の妹にもあたる全子の間には相当に深いつながりがあつたと考えられる。

¹⁰ 倉田実氏『王朝撰闕期の養女たち』（一〇〇四年初版・翰林書房）

¹¹ 「以崩後産給女王入彼三條院王子為親王、天下必有言乎」

¹² 玉里文庫本においては、文徳天皇の項には、源氏としては能有から富有まで記載され、そのあとに「此外皇子十四人畧之都合卅二人」と書かれている。また平松本は誤字や系線の誤りが目立つので注意を要するとの指摘もあるが、柄子・嚴子・照子女王の箇所に特に不審な形

跡は見られない。

¹³ 源經基は陽成天皇男元良親王の子であるとの説もある。

文徳天皇・柄子女王（頭注）按、柄子以下三女、源氏系図為能有之子『本朝胤紹運録』

能有・女子（清和御子「息力」室 柄子『尊卑分脈』

文徳天皇・嚴子女王『本朝胤紹運録』

能有・女子（嚴子）『尊卑分脈』

文徳天皇・照子女王（右大臣師輔母）『本朝胤紹運録』

能有・女子（藤忠平）貞信公室正五位下 昭子右大臣師輔母、母昭宣公（藤基経）女

このおとゞは、忠平の大臣の一郎君御母右大臣源能有御女『大鏡』巻三・右大臣師輔

【柄子】史料

文徳天皇・柄子女王（頭注）按、柄子以下三女、源氏系図為能有之子『本朝胤紹運録』

能有・女子（清和御子「息力」室 柄子『尊卑分脈』

文徳天皇・嚴子女王『本朝胤紹運録』

能有・女子（嚴子）『尊卑分脈』

文徳天皇・照子女王（右大臣師輔母）『本朝胤紹運録』

能有・女子（藤忠平）貞信公室正五位下 昭子右大臣師輔母、母昭宣公（藤基経）女

このおとゞは、忠平の大臣の一郎君御母右大臣源能有御女『大鏡』巻三・右大臣師輔

【照子】

文徳天皇・照子女王（右大臣師輔母）『本朝胤紹運録』

能有・女子（藤忠平）貞信公室正五位下 昭子右大臣師輔母、母昭宣公（藤基経）女

このおとゞは、忠平の大臣の一郎君御母右大臣源能有御女『大鏡』巻三・右大臣師輔